

# 負担限度額認定の申請について

施設入所とショートステイを利用する際の食費と居住費（滞在費）について、所得の低い方は、負担限度額認定の申請をすることにより、軽減措置を受けることができます。

## 軽減の対象者

下記の から の要件すべてを満たす方もしくは に該当する方 が対象になります。

住民票上同じ世帯の方全員が住民税非課税の方

別世帯に配偶者がいる場合は、配偶者も住民税非課税の方

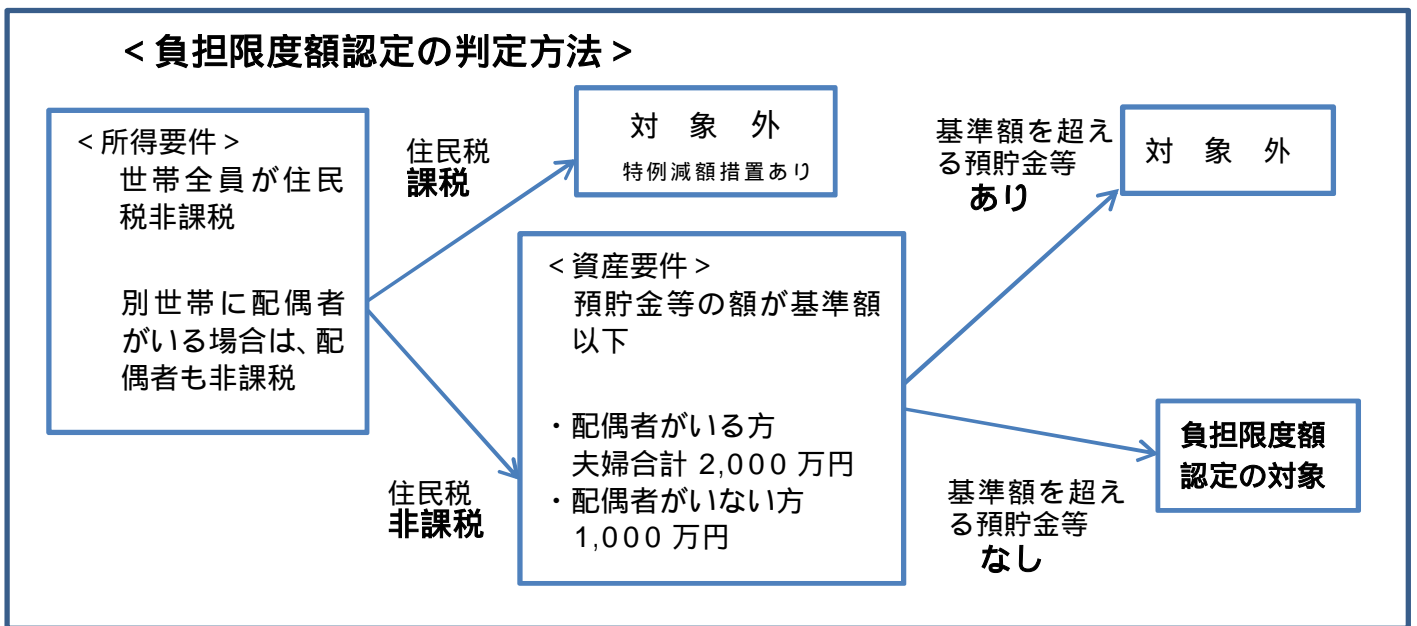
預貯金等の金額が基準額以下の方

配偶者のいる方：夫婦で合計 2,000 万円

配偶者のいない方：1,000 万円

生活保護受給者

## < 負担限度額認定の判定方法 >



## 預貯金等を含む資産と確認方法

預貯金等に含まれるもの	確認方法
預貯金（普通・定期・貯蓄）	通帳の写し
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
自宅所持金	自己申告

\* 金額の確認は申請日直近 2 か月以内の残高が確認できるものがが必要です

\* 負債（借入金、住宅ローンなど）は預貯金等から差し引いて計算します。（借用証書などで確認）

裏面もご覧ください

## 負担限度額認定の申請に必要なもの

- 1 負担限度額認定申請書
- 2 同意書
- 3 個人番号（マイナンバー）の通知カード又は個人番号カード
- 4 通帳等の写し
  - ・名義がわかる部分と最終残高がわかる部分をコピーしてください。
  - ・通帳が複数ある場合は、すべての通帳の写しが必要です。
  - ・配偶者がいる方は、配偶者の通帳の写しが必要です。
  - ・最終残高は申請日直近の2か月以内のもので確認します。
- 5 以下は該当がある場合に添付してください。
  - ・有価証券（株式・国債・地方債・社債など）の金額がわかる口座残高の写し
  - ・投資信託の金額がわかる口座残高の写し
  - ・負債（借入金・住宅ローンなど）の金額がわかるものの写し（住宅ローンの残高証明書など）
- 6 窓口に来られる方の身元確認ができるもの（個人番号カード、運転免許証等）

生活保護受給者は上記の4と5の添付書類は必要ありません。

## 注意事項

- ・負担限度額認定の申請における「配偶者」には、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- ・虚偽の申告により不正に食費及び居住費の軽減を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、軽減された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

## 申請書類の管理、保管について

- ・個人番号記載の申請書については、漏えいを防ぐため、鍵付の書庫で保管し5年経過後、焼却処分します。

## 住民税課税世帯になった方へ（特例減額措置）

- ・世帯（世帯分離している配偶者も含む）に令和2年度の住民税が課税の方がいる場合は、利用者負担第4段階となり、食費・居住費の減額対象となりません。しかし、高齢夫婦世帯等で世帯員が施設に入所したことにより、在宅で生活される世帯員が生計困難となる場合には、食費・居住費を利用者負担第3段階の負担限度額に認定することができます。詳しくは、介護高齢課介護保険室へお問い合わせください。

### お問い合わせ先

村上市役所	介護高齢課	介護保険室	
☎0254-53-2111	内線	3410~3412	
荒川支所	地域振興課	地域福祉室	62-3104
神林支所	地域振興課	地域福祉室	66-6113
朝日支所	地域振興課	地域福祉室	72-6887
山北支所	地域振興課	地域福祉室	77-3113